

平成22年塩尻市議会6月定例会

福祉教育委員会会議録

日 時 平成22年6月17日(木) 午前10時

場 所 全員協議会室

審査事項

議案第 3号 塩尻市立保育所条例の一部を改正する条例

議案第 4号 塩尻市子ども広場条例

議案第 5号 塩尻市塩嶺体験学習の家条例

議案第10号 人権擁護委員の候補者の推薦について

議案第11号 財産の取得について

議案第14号 広丘小学校屋内運動場建築主体工事請負契約の締結について

議案第12号 平成22年度塩尻市一般会計補正予算(第4号)中 歳出2款総務費1項総務管理費16目
市民交流センター費、3款民生費、10款教育費

請願6月第1号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持に関する請願

出席委員

委員長	鈴木	明子	君	副委員長	石井	新吾	君
委員	塩原	政治	君	委員	金子	勝寿	君
委員	青柳	充茂	君	委員	中村	努	君
委員	太田	茂実	君	委員	永田	公由	君

欠席委員

なし

説明のために出席した理事者・職員

省略

議会事務局職員

事務局次長	成田	均	君	庶務係長	小澤	真由美	君
庶務係事務員	若林	智彦	君				

午前9時59分 開会

委員長 それでは皆さん、おはようございます。ちょっと1分ほど早いかと思いますが、全員おそろいですので、始めてまいりたいと思います。ただいまから平成22年度6月定例会福祉教育委員会を開会いたします。本

日は、委員は全員出席しております。それでは議事に入ります前にですが、役職あるいは担当の変わった職員の方がいらっしゃるということで、そこの方のみ御紹介をお願いしたいと思いますので、ありましたらお願いいたします。

〔職員自己紹介〕

委員長 以上ですか。じゃあよろしくお願いいたします。

それではこれから議事に入りますが、直接議案にかかわらない職員の皆さんは適宜退室していただいて構いませんので、よろしくお願いいたします。それでは審査に入ります前に、理事者からごあいさつがあればお願いいたします。

理事者あいさつ

副市長 どうもおはようございます。6月定例会福祉教育委員会を開催いただきまして、ありがとうございます。今、紹介させていただきましたけれども、4月から新体制になっております。いろいろまた福祉教育関係につきまして、御指導賜りたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。きょう、委員会でお願ひします案件につきましては、条例案件3件、人事案件1件、事件案件2件、予算案件1件でございます。それぞれ担当の課長等から詳細な説明を申しあげますので、よろしく御審議をいただきまして、お認めいただきますようお願い申しあげまして、簡単ですけども開会にあたりましてのあいさつとさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

委員長 それでは議事に入っていくところですが、最初にこの委員会の付託案件表について、差しかえがありましたので、御確認をお願いしたいと思います。一般会計の補正予算第12号についてですが、そのところが変わっております。市民交流センター費のほうが、最初のものではこちらの案件表に載っておりませんでしたので、載ったものと差しかえてもらうということにいたしましたので、よろしくお願ひいたします。

議案第3号 塩尻市立保育所条例の一部を改正する条例

委員長 それでは、ただいまから議案の審査を行います。まず議案第3号塩尻市立保育園条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明をお願いいたします。

こども課長 それでは議案関係資料で説明させていただきますので、議案関係資料の11ページをお願いいたします。議案第3号塩尻市立保育所条例の一部を改正する条例でございます。1番の提案理由と2番の概要につきましては、塩尻市立広丘東保育園の名称を、塩尻市立広丘野村保育園に改めますことに伴いまして、必要な改正をお願いするものであります。

3番の新旧対照表でございますが、次のページ、12ページに掲げてありますのでごらんください。保育所の名称及び位置を定めております第2条中、一覧表中でございますが、広丘東保育園を広丘野村に改めておりますので、よろしくお願ひします。

戻りまして11ページ、条例の施行等でございますが、移転作業等を経まして、平成22年9月1日から新しい園舎で保育を予定しておりますので、9月1日から施行を開始させていただくものです。よろしくお願ひします。

委員長 説明を受けましたので、委員の皆さま、質問ございますか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 この名称について。済みません、私から、じゃあ。この名称変更については、地元の区長会等との話し合い、あるいは御了解とかをいただく経過、ありましたら。

こども課長 この名称変更につきましては、広丘地区の区長会から御要望をいただいております。したがって、区長会として名称に対する意見を統一してもらったものでございます。ただ広丘野村区につきましては、区の総会の中で御決定いただいたというふうに聞いておりますので、お願いします。

委員長 ほかに御質問よろしいですか。それでは、ないようですので、議案第3号塩尻市立保育所条例の一部を改正する条例については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第3号については、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第4号 塩尻市こども広場条例

委員長 次に進みます。議案第4号塩尻市こども広場条例についてを議題といたします。

市民活動支援課長 議案説明資料で御説明申し上げたいと思いますので、13ページをごらんいただきたいとします。議案第4号塩尻市こども広場条例ということで、提案理由につきましては、地域における子供の健全な成長を図るとともに、子育て支援を行うため、塩尻市こども広場を設置することに伴い、新たな条例を制定するものであります。この案件につきましては、市街地活性化特別委員会、全員協議会等でも御協議をいただいた中でここまで来たということで、お願いをしたいと思います。

概要につきましては、塩尻市こども広場の設置、管理等について必要な事項を定めるものです。議案集の中でも条例につきましては、通常の公共施設にかかわる利用許可あるいは利用の制限等について定めております。条例の施行等につきましては、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行するものでございます。

規模等につきましては、塩尻市こども広場の概要について、位置につきましては御案内のとおりウイングロードビル3階に設置をさせていただくということで、位置につきましては大門一番町7番1号、面積につきましては2,190平方メートル余であります。主な施設につきましては、あそび広場、ふれあいエリア、まなびエリアなどということになっております。よろしくお願いたします。

委員長 委員の皆さんから御質問ありますか。

永田公由委員 これは条例にはうたっていないんだけど、いわゆる市外の子供さんの対応というのはどうなってますか。

市民活動支援課長 広域範囲内の方に関しては、受け入れをするということで対応をしてくれている形になっております。なお、また市外、県外ですけれども、お盆等の帰省にかかわるお子さんについても対応を考えていくという形で検討をしております。よろしくお願いたします。

永田公由委員 広域というと、松本広域という解釈でいいですか。

市民活動支援課長 隣接広域ということで、諏訪、松本広域連合のエリアの隣接エリアということになりますので、広くはなります。

永田公由委員 そうすると、その人たちもいわゆるその200円という、その利用カードというか、そういうものをきちんと市のほうへ申し込んで、許可を取って、利用するという形になるんですね。

市民活動支援課長 そのとおりです。

委員長 ほかに。

中村努委員 この3条の、こども広場を利用しようとする者はあらかじめ市長の許可を受けなければならないというのは、手続き的にどういうふうに。

総務課長 関連がございますので、私のほうから。文章的にはこういうことですが、通常でいきますとこれも登録をさせていただいて、それに対する許可を出そうということ。をもって許可ということになります。

中村努委員 あと、その利用料金とかそういう関係は条例の中には出てこないわけですが、規則か何かで出てくるという解釈ですか。

総務課長 分かりやすいことで、利用料という言葉になってしまいますけど、実際はですね、発行カードの実費を負担いただくということで、手数料、登録料の扱いとはしておりません。

太田茂実委員 ここにかかわる職員の体制というのはどういう職種で、どの程度配置になるのか、教えてもらえますか。

総務課長 4人を通常待機できるようにということで考えておりまして、補正予算のほうにあげさせていただいておりますが、嘱託がそのうち3名、臨時が1名を基本というような形で考えております。

太田茂実委員 ちょっと子供のことはよくわからないけど、それで、どういう業務をされるわけ、具体的には。

総務課長 保育業務ではございませんので、基本的に施設の性格としまして、親子で来ていただいて、親の責任でこの広い中をですね、使っていただく。で、子供の遊びの空間の提供と同時に、親御さん同士の交流ということも図っていただくような施設となっておりますので、4名と言いますのは、受付には出入りの管理含めて詰めれば、張り付いていなければならないとなっておりますけど、あと、館内の、そうは言っても見回りと言いますが、実際にはちょっと個別に相手をしなければならない子供たちが出ると思いますけれど、そういう職員として2名ないし3名という体制で臨みたいというふうに考えております。

委員長 よろしいですか。よくわからない。

太田茂実委員 具体的にさ、その嘱託職員と臨時で、具体的に親子で見えられる、見えるわけだね。何組見えるかわからないけども、その何か指導というのか、リードというのか、そういうことをしていくわけだね、そうすると、職員は。

総務課長 子育て支援センターですと、講座を積極的に組んだりですね、そういうことで、あるいは相談業務で積極的に受付をしたりすることで体制を採っておりますけれど、ここはむしろ親子に場の提供をというのがまず第一にきて、その中で当然、実際はお母さんたちは相談したいこととかですね、いろいろ出てきますので、その辺はもちろん対応してまいります。支援センターのような体制をこの場でもって、イコールで組んでいくものではないというふうに考えております。ですから、親子の皆さん、来場の皆さんが、結構な人数来るんだらうなと想像しておりますが、その皆さんのまずは安全管理、その皆さんが使っていただくに対する問題等が発生し

ないようにというようなことで、外側から見ながらやっていくということで、何かの講座とかですね、指導的な何かをしていくとか、あるいは子供の保育活動に入っていきとかですね、そこまではこの4人というメンバーでは逆にできてはいかないだろうと思っておりますので、そうでない業務で4人体制にしたいというように思っております。

金子勝寿委員 開館時間なり細かい部分の規則は、もしあれば、規則がないとね、これだけだと分からないのかなということと、あと設計図等ありますか。いわゆるどういう、いわゆる子供たちが遊ぶ遊具等が配置されるのか。先ほど職員4人体制ということがありましたが、事故等が起らないような配置になるのかといった部分、少し具体的なところを、もし資料がなければ今の2点をちょっと説明いただきたいと思いますが。

総務課長 開始時間は口頭で申しますと、午前10時から午後6時という開館時間で考えておりますので、市の職員勤務からいくと1時間ずれる。これはお店のほうの開館時間にも合わせてもおりますし、保育園等終わった子供たちも来るのかな、ということで1時間ずらしてございます。その他細かなものの規則が今ちょっと手元にないもので、ちょっと後でお知らせするというので、それから設計図ですが、平面図的なものは前回の全協でお配りしたものでしかございません。それから遊具はですね、今回も補正のほうで購入費として計上させていただいておりますが、その中身と言いますか、積み上げの検討段階でのものはございますけれど、その具体的な配置図とかですね、細かなもの等で場所を決めて置くとかいうものはほとんどないものですから、要するに、使った後片付けるというような遊び道具ですかね。というのが多大な数になります。で、大きなものが一、二ありますが、特にここで置くという形ではまだちょっと図面におろしていく状態ではちょっと申し訳ないですけど、まだないと思います。

金子勝寿委員 大きなものは、配置はある程度決めてから発注するのかなと思ったんですが、まだ決めていないということなので、その辺は危険とかなないように管理していただければと思います。またあの補足いただければ。

副委員長 市民交流センターのほうに子育て支援センターがあって、ここは今回のウイングロードビルのほうは、遊び場の提供ということになっているんですけども、利用するほうからするとすれば、そういったところに行けばいろんな相談に乗ってもらったり、支援センター的な機能もやってくれるんじゃないかというような思いがあると思うんですけども、例えばこの遊び場に行った場合に、そのことに関しては交流センターの1階に行ってくださいというような形になるかと思うんですけども、あんだけのスペースがある中、また相談室等も設けられる予定になっている中で、将来的にはこの統合というのかね、市民交流センターのほうから子育て支援センターを移動するというような考えはありますか。

総務課長 機能が、今までどういう機能の違いとして考えているかということは御説明してまいりましたけど、実際は、例えばこちらで相談があったからあっちへ行ってくれとか、そういうことは実際はあまりしたくないわけで、似たような事業が発生してくるかと思っておりますので、今のようなお話も場合によっては出るかなというふうに思っておりますが、今現在は統合を前提に考えていくということは考えておりません。もう一つは、今の市民交流センターそのものが、補助金等をいただくにあたってですね、こういうものをこのように配置するというので、前提でいただいておりますので、近々にあたってはそういうことはちょっと考慮の対象にはならないのかなということはありません。

副委員長 でね、子供を、お子さんを連れてきて、例えば支援センター的な機能になっちゃうかと思うんだけど、いろんなこういった遊び場の施設を見てくると、そこでもってボランティアの方が入ったり、読み聞かせとかね、いろんな形でもって子供と関わりあいを持っているようないろんな機能、あるいは子供の図書なんかも整備したりとか、そういったようなこともやっているところが多いんだけど、現在ではそういったことまでできないというような考えでいるみたいなんですけれども、そういった点はどうですかね。この遊び広場のほうでそういったこともできるように、これからは考えていくのかどうかということ。

総務課長 ボランティアさんはいれない施設ではないというふうに考えております。ちょっとその具体的にですね、どの人たちがどのようにという運営にまでまだなかなかイメージを作れてないので申しわけないんですが、もともとこのこども広場の設定の経過の中でですね、子供を中心に多世代が交流できる広場として全体をとらえていきたいということで、その一部にあそびエリアってということで、子供たちが自由活動に遊べます安全な空間。そのほかに交流できたり、学習したりという場所もつくっていきましょうという施設配置になっておりますので、例えばシニアの皆さんとかですね、実際、市民交流センターの中で今活動していただいている、中といたしますが、地域の諸団体でやっていただいているシニアの皆さんが、交流センターの中の話ではありますけど、子供との交流の機会をつくってきたいというようなお話は既に出ております。今度新しいスペースとしてこの場ができましたので、そういう皆さんとのボランティア活動なのか、それがあるいは何かのイベントのようなプログラムに発展していくのかはちょっとまだ分かりませんが、いずれにしてもそういう皆さんは、ここでいうところの200円をお願いしての利用者ということではなくて、子供たちとの交流ができるなにかがしかのスタッフのような形で入ることはこれから考えていかなければならないと考えております。

副委員長 もう1点、あの名称なんですけれども、塩尻市こども広場というような現在名称になってますけれども、愛称的なものを出す考えはありますか。つくる考えは。

総務課長 ちょっとここですとね、工事発注とか、予算認められればですね、行っていくわけですけど、例えば済みません、あそびエリアとかですね、ふれあいエリアとか、とりあえずわかりやすいつもりですとね、つけているようなところがございますので、ちょっとこれはですね、実際に利用される皆さん、要は登録して下さるであろう皆さんが現にいらっしゃいますので、今の子育て支援センターにですね、そういう皆さんの御意見等もお聞きしながら、検討はしていかなければならないというふうに考えております。今、こんな案です、一応、では済みません。ちょっと支援センター所長のほうから。

子育て支援センター所長 失礼します。名称については支援センター御利用の皆さま方が、やはり呼びやすい名前がいいというようなお声もいただきまして、フロアの中で何件か御利用しやすい名前をとということで募ってまいりました。まだ決定ではありませんけれども、一番多い名前が、あ・そ・ぼということで、あ・そ・ぼというような、色を変えた文字で、平仮名であ・そ・ぼというような名前がいいんじゃないかという御意見もたくさんいただいております。ほかに、おにぎりぎゅっ、とか、ちびぎゅるすとかってというようなお名前もいただきますけども、支援センターの中で募った数的には、あ・そ・ぼが一番多い数になっております。またこれからはちょっとお聞きして決定していきたいと思っております。よろしいでしょうか。

副委員長 はい。ぜひ考えてください。

永田公由委員 もう1点。この職員のね、4人の職員を配置されるということだけれど、例えば保育士の資格

があるとか、相談員的な資格を持ってるとか、そういう人たちですか。そうじゃなくて、全く。

総務課長 基本は保育士資格を持っている人しか採らないです。

永田公由委員 それともう1点いいですか。飲食の関係はどうなりますか。

総務課長 コーナーの片隅といいますか、そういうコーナーを、飲食のできるコーナーというものをつくる予定でございます。それと済みません。授乳室はまた別でつくっていきます。

永田公由委員 はい、いいです。

中村努委員 その利用者登録ですが、これは親が登録するのか子供が登録するのかということが一つと、それから先ほど親子でということですが、小中学生が、例えば宿題を持ち寄ってそこでやりたいという場合、いちいち親がついてくるわけではないと思うんですが、子供だけで来た場合は入れるのか入れないのか。それからカードをつくるということですが、これは図書館カードとは別のものなのか。その辺だけお願いします。

総務課長 登録はですね、世帯でということにしたいと思っていますので、親というか保護者といいますか、が代表というような形になると思いますが、それぞれ申し込み上は4人なら4人の名前を書いていただいて、それに対してカードを1枚発行するということに考えております。ので、先ほどの3番目の御質問のカードという意味では図書館カードではなくて、そのもののカードを、済みません、この場所だけのカードをつくるという予定であります。ですので、来たときにですね、そのカードを持ってくることで、例えば4人登録してあってもどの人が来るかはまた別問題になりますので、来るときに来る人が持ってきてもらうということで、こちらの統計的には登録者が使ったというのは機械上把握できるようにしたいのと、人数的には手作業になると思いますが、ちょっとシステムの中でそれをうまくやっていきたいなというふうに今考えております。

それから今、小中学生というお話がありましたけど、原則はですね、6歳までの子供さんで考えておりますので、来るときはほとんどの方は多分親御さんが連れてくることを前提に考えておいていいのかなと。ちょっと考えられるのは、保育園未就園児をお母さんが連れてくるんですけど、そのときにお兄ちゃんお姉ちゃんが小学校に入ってきて、来ると。その子だけ置いてくるわけにいかないんで、来るというケースが多分あるだろうと思います。で、それは今の支援センターのほうもそうですが、歳が何歳だからだめだよと、そこでもってここから入っちゃだめだよというわけにもいきませんので、親御さんの責任をそこには書かせていただいて、柔軟に対応していきたいと、そんなふうに考えております。もし、小中学生が来て勉強したいということであれば、できれば市民交流センターを使ってほしいな、というふうに私は考えております。

中村努委員 そうすると、まなびエリアというところは、若いお母さん方が育児関係の勉強というか、そういう場というとらえ方でいいわけですね。

総務課長 済みません。全協でちょっと御説明したのがあれですけど、当面といいますか、ひとり親家庭の在宅支援事業ということでこのエリアは使ってまいりたいと考えておまして、具体的な運用は、そのための公社のほうで行われますが、そちらのほうでの研修のスペースということに入って、2年間いきたいと思っております。その後は、その事業そのものがどうなるかで考えていきたいと考えております。

太田茂実委員 どうしても思うんだけどね、若いお母さんってのはさ、今グループ化しやすいと思うんだけどね。最初はここへ来館されたお母さんたちはそれでグループができるかと思うんだが、新しく1人で来られた場合に、疎外感を感じるようなことになって、それが広がった場合にやはり不評を買うんじゃないかなというふう

に思うんだけど。結局何か、そのリーダーがいてね、一つのことを、遊びでも何でもそうだけど、やっていくならいいけども、今聞いてると特にそういうことはないわけだね。職員はそこにただあって、がやがやしてるという、こういうふうにとらえるんだけど。そういった点はどうなんですかね。

子育て支援センター所長 子育て支援センターの機能としまして、そういったお母さんがないようにということで、支援センターに来られた方々には保育士がつなぎをさせていただいております。こども広場に関しては、特にあそびエリアに関しましては、0歳から未就学、6歳の未就学のお子さんを対象に入らせていただくことにまずなると思います。そしてその中では、遊びの展開としまして、お子さんとお子さんとのつながりが持てるような遊び、それからお母さん同士のつながりが持てるような遊びというのをこれから考えていこうと思っております。以上です。

太田茂実委員 新たに加わる方も、毎日の中でその日、その日あると思うんですけども、疎外感を感じないような、そういうふうな、要するに市として経営して、投資していくわけだから、そういう好評になるようなね、広場にしていかなきゃうまくないなあというふうに思ってますので、お願いしたいと思います。

市民活動支援課長 さきほど金子委員さんからの御質問の資料を用意させていただきましたので、配付してよろしいでしょうか。

委員長 はい、お願いします。引き続き御質問ありますか。

副委員長 この利用形態なんですけれども、基本的には親御さんが子供を連れて一緒に、一緒に中に入って一緒に過ごすというのが基本だと思うんですけども、ここは2階、1階、地下が商業施設で、子供をそこに置いて親が買い物に行くというケースもあろうかと思うんですけども、これはいけないと思うんですけども、こういった対処はどうしますか。

子育て支援センター所長 基本的に大変広い施設なものですから、お母さん、保護者の方の責任のもとに遊ばせていただくということを基本にさせていただこうと思います。これは近隣の施設も同様でありまして、お母さんと一緒に、保護者の方と一緒に遊んでいただくということを基本にさせていただこうと思っております。お子さんを置いて、下に買い物に行くということは、させていただかないということで、基本にしていきたいと思っております。

副委員長 ということは、出入りを規制するということですか。

子育て支援センター所長 お出になるときはお子さんと一緒にということです。

副委員長 それともう1点。飲食ができるということなんですけれども、こういった施設でまたあるかと思ったのは、家庭でつくってきたものだったらOKと。コンビニあるいは店から買ってきて買い物袋の中に入ったような、そういったものは拒否、中ではだめですよというようなところがあったんですけども、そういった規制とかは考えていますか。

子育て支援センター所長 そういったことは考えておりません。お母さん方の御要望の中に、一日過ごせるような場所がほしいという御要望の中に、やはりおにぎり屋さんで買ってきたおにぎりを食べたいとかそういったこともありますし、お母さんがやはりリフレッシュという部分もありますので、どうしてもつくってきたものじゃなきゃいけないというふうなことは考えておりません。

委員長 よろしいですかね。それでは、質問、特別、御意見等ございますか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 それではないようですので、議案第4号塩尻市子ども広場条例について原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第4号塩尻市子ども広場条例については、原案のとおり可決すべきものと全員一致をもって決しました。

議案第5号 塩尻市塩嶺体験学習の家条例

委員長 次に進みたいと思います。議案第5号塩尻市塩嶺体験学習の家条例についてを議題といたします。説明をお願いします。

教育総務課長 それでは議案第5号につきまして議案関係資料のほうで説明をまずさせていただきたいと思っております。14ページをお願いをしたいと思います。塩尻市塩嶺体験学習の家条例の説明資料でございます。

条例の説明に入ります前に、これまでの経過でございますけれども、3月の定例会におきまして、(仮称)校外学習センター費の予算の議決をいただき、そして本委員会においてもさまざまな御意見をちょうだいいたしました。それ以来、御意見等を踏まえまして、庁内での関係課での検討、あるいは法律相談等も実施をいたしまして、4月の30日に鉦研工業と土地建物の賃貸者契約を締結をさせていただき、施設の改修工事に着手をしたわけでございます。工事の工期につきましては平成22年6月21日までを予定しておりまして、公の施設として利用できる状況になりましたものですから、本議会において条例案を提出させていただいたというものでございます。

それでは資料の中の1番の提案理由でございますけれども、施設の設置目的でございます。青少年の健全育成、体験活動を通じた生涯学習の推進等を図るため、塩尻市塩嶺体験学習の家を設置することに伴い、条例を制定するものでございます。

2の概要でございますが、塩尻市塩嶺体験学習の家の設置、管理等について必要な事項を定めております。

3の条例の施行日でございますけれども、施設のオープンを7月の4日に予定をしておりまして、同日を条例の施行日とするものでございます。その下、参考で枠内にございます、概要がございますが、位置といたしましては北小野1440番地の150、代表地番でございます。敷地面積は6,030平方メートルでございます。それから(2)の建物の床面積でございますが、1,264.45平方メートル。この内訳としまして(3)主要施設でございますが、体験学習施設、宿泊棟が2棟ございますし、バーベキューコーナーといたしましての屋外炊事場というものを設置をさせていただきます。

それでは条例の内容について説明をさせていただきますので、議案資料第5号についてお願いをしたいと思います。1ページの議案第5号でございますけれども、塩尻市塩嶺体験学習の家条例でございます。第1条の趣旨、第2条の設置につきましては、ただいま議案関係資料のほうで説明をさせていただいたとおりでございます。

3条の使用許可でございますけれども、この学習の家を使用する者は、あらかじめ塩尻市教育委員会の許可を受けるということございまして、窓口は教育総務課を予定しております。これも規則に定めておきますけれども、使用許可申請書を提出していただくということになります。

それから第4条の使用の制限、第5条の使用許可の取り消し等につきましては、各号で列記をしておりますけれども、この前のこども広場条例の規定と同じ、公の施設の一般的な規定を定めさせていただきました。

めくっていただきまして、第6条に使用料がございます。使用料につきましては隣の3ページをごらんいただきたいと思います。体験学習施設の使用料の設定でございますけれども、柏茂会館、それから県内の類似施設の使用料を参考に設定をさせていただきました。それぞれ区分、小中高と上記以外の者、それから宿泊、日帰り、それぞれ料金の設定がございますけれども、柏茂会館の使用料のおおむね2倍の金額とさせていただいております。本施設の目的を達成できますように、特に青少年の利用の促進が図られ、そして一般の利用者が多ければ、観光など地域振興に波及する効果もございますので、利用者にとって利用しやすい料金設定としたものでございます。屋外炊事場が2番でございます。バーベキュー施設の使用料でございます。この使用料につきましては、今回補正予算に計上をさせていただいております。その下の備考の中で、2号でございますけれども、小学校就学前の使用料は無料とするということにしておりますし、3号でこの使用料の中には寝具クリーニング代は含まないこととしております。シーツ等のクリーニング代、500円程度を見込んでおりますけれども、これは別途いただくということを考えております。それから備考の一番最後ですけれども、体験学習施設の利用者からは屋外炊事場の使用料を徴収しないということで、屋外炊事場の使用料につきましては、施設の使用料の中に含めさせていただいたというものでございます。

2ページに戻っていただきまして、7条の使用料の減免、それから8条の使用料の還付の規定がございます。使用料の減免につきましては、規則のほうに定めてございますけれども、市で主催する行事のほか、市の小中学校が教育活動で使用する場合、これにつきましては全額減免することとしております。

あと第9条の原状回復の義務、第10条の損害賠償の規定は一般的な規定でございます。なお、規則のほうで定めておりますけれども、この施設の開館につきましては4月から11月までの8カ月間、休館日につきましては月曜日と、祝日の翌日。しかし夏休みにつきましては、7月、8月でありますので、原則として休みなしで運営してまいりたいというふうに考えております。以上でございますので、よろしくお願いたします。

委員長 委員の皆さんから御質問ございますか。

永田公由委員 今、使用料の減免の関係ですけど、小中の教育活動ということは、学校が主催するという理解でいいですか。

教育総務課長 学校が主催するということでございまして、具体的には学校の教育課程、カリキュラムの中に校外における教育活動というものがございます。特別活動で行ったり、あるいは総合的な学習で行っている自然体験やボランティア活動、そうした活動全般をここでは対象にさせていただいております。

永田公由委員 その辺のすみわけをはっきりしておかないとね。例えばPTAが、私たちも教育活動としてやるから減免してくれとか、いろんなその関係でね、名目つけて無料にしるというようなことが出てくるから、そこところはきちんと市が主催してこうだとか、学校が主催してどうだという、そのことをきちんとうたっておいたほうがいいと思います。もう1つ、続けて。これ今、窓口は教育総務課ということなんだけども、例えばわざわざここまで来なくても、支所から教育総務課のほうへ連絡をして申し込むというようなシステムというのとはれないですか。

教育総務課長 実際の正式な申し込みの前に予約等は受付をさせていただきたいと思います。重複する団体の

利用が考えられますので、予約の段階で重複しないかどうか、どんな利用目的があるかということをお聞きした上で、その後、正式な利用許可の申請書になるわけでありましてけれども、ホームページ等で利用許可の申請書をダウンロードできるようなシステムを考慮するですとか、今委員さんも申されたように、支所等にもその対応ができるようなことを今後は研究してまいりたいと思っております。

永田公由委員 それからこれ、ごみの処理はどういうふうにしますか。例えば持ち帰るとか、ごみ処理も含めてこの使用料の中に入っているとか。

教育総務課長 原則としてこの施設は、自分たちで準備をして、そして使用後は片付け、清掃をしていただいて、ごみもすべて持ち帰りしていただくという運営方法を今考えております。

塩原政治委員 ちょっと教えてほしいんだけど、許可する者は教育委員会ですよね。そこでさっき言ったように規則の中に減免の細則が盛り込まれているとすれば、本来的に言えば減免あるいは還付も教育委員会でいいんじゃないかと思うんだけど。例えば市長がその権限者になるってことは、教育委員会は許可する前に、減免するかどうかを市長にお伺いを立てなければならぬわけですよね、基本的には。実際は、いろいろ、なあなあでやっていると思うんだけども。だからそういうことになると、どうしてこれは市長になるのか、ちょっとその点だけ聞かせてください。

教育総務課長 これ規則の中の様式でございますけれども、使用許可申請書それから使用料の減免申請書は同じ様式の中に入れておりまして、申し込み先が塩尻市教育委員会と塩尻市長、双方には申し込むということになってます。利用の許可につきましては、教育委員会のほうでは対応できますけれども、実際の公金の取り扱いにつきましては、教育委員会のほうには権限はございませんで、市長のほうの権限になりますので、減免につきましては市長のほうで判断をするというふうにさせていただいております。

塩原政治委員 そういう返事が来るだろうと思ったんですけど、ただね、もしそういうことだったら許可する者も市長にすべきじゃないかと。要するに許可する人がいいと思って許可するわけですよね。そういう中では、結局教育委員会が許可しても、さっき言ったような可能性が出てくる。要するに教育委員会が許可しても、減免になるかならないかは市長にお伺い立ててからじゃなきゃいけないということになっちゃうから、理論上はね。だからそういう面では、ちょっとこの辺、いいっちゃいいけど、ちょっと引かかるかなあという気がします。

金子勝寿委員 私もこれ、関連で違和感をもって条例を読ませていただいて感じたんですが、柏茂会館は同じような形態の条例の内容になっていますか。教育委員会が許可、取り消しの認可を持っていて、実際の運営と料金の部分を市長が担うような条文の構造になっているのかどうか。また、ついでに、教育委員会が基本的に保健福祉センターなりの許可、取り消し等を行っているのかどうか、その辺、どうなんでしょうか。委員会が担うのかどうか。

教育総務課長 条例の構成自体はただいまの条例とほぼ同じでございます。特に私どもの場合はですね、いわゆるこども教育部ができてからですね、併任をいただいております、教育委員会とそれから福祉事務所の併任の立場で仕事をさせていただいております。その点から取り扱いについては市長にかかわる部分についてもですね、許可を執り行うというものにはしておりますので、お願いしておきます。

金子勝寿委員 多分、運用自体に問題がなければいいと思うんですが、何らかの事件、事故が起こった場合に、この条文だけを見た場合ですね、実際は市が、市の職員なり、市長が担当して処理すると思うんですけど、教育

委員会には少なくとも合議制があるんですよね。そういう判断のときに迅速な対応を教育委員会のほうへも、理解があってから市長という順番になるのか、先に市長がもう対応した後、教育委員会でこういう結果ですよという事後報告的なやり方になるのか、少なくとも施設の管理者自体は市なんですけど、ここに条例の中に教育委員会という文言が入ってくると、その辺の判断が、この辺を実際やるのかどうか。運用の話なので、条文の文言の解釈になるんですけど、この条例だけを見た感じだとどうなるんだいという印象を受けるんですけど。

教育総務課長 前々からも社会教育施設というふうなお話をさせていただいております。青少年の健全育成、あるいは生涯学習の推進にかかわる施設でありますので、私どもとしては社会教育施設という立場をとらせていただきます。柏茂会館と同様の考え方でございます。また何回も申しわけありませんけれども、したがって利用の許可につきましては、教育委員会のほうで施設の利用許可をしますけれども、教育委員会といたしましては、使用料あるいは手数料等を徴収する権限がございませんので、そこに並列して塩尻市長という申請書も許可書も並列させていただいて、対応していきたいと。そんなような様式にさせていただいておりますのでよろしくお願いたします。

塩原政治委員 今説明の中で、永田委員の質問にごみの問題、持ち帰りってあったんだけど、何か今、日本の風土がそういう形になってきてはいるんですけど、いろんな面で利用者を優先するとすれば、ごみはその施設の持ち主が処理したほうが利用頻度は上がるのではないかと。結構そういうところがあるみたいですから、その辺ももう少し勉強してもらい、研究していただいたらなあと思います。それとさっき言った、例えば減免して学校の教育のためにやるとかいろんなことでやる場合には、それは持ち帰りしていただいてもいいだろうとは思いますが、普通の状態ではやっぱり宿泊費に含まれてるって考えたほうが普通だと思いますので、ぜひ研究していただきたいと思います。

金子勝寿委員 さっきのお答え、確かにそのとおりだと思うんですけど、施設自体を含めて市長、教育委員会じゃなく市長にしたほうがいいのかと個人的に思うんですけど、その辺どうなのでしょう。あと1点、11条の規則も委員会のほうで定めるって書いてあるんですけど、これ、自治法上、規則等は市長だったと思うんですよ。この辺、どうなんですかね。

教育総務課長 規則の、済みません、もう一回。何でしょう。

金子勝寿委員 いわゆる11条ですね。教育委員会が定めるという形になってるんですけど、一応規則は市長が定めることができるっていうのは確かに地方自治法には条文になっていたと思うんですけど、いわゆるその地方自治法上が指す規則と、本当に運用のルールという規則の意味なのかは別物にして。

副市長 規則は、何て言いますか、市長の権限でありますし、教育委員会とかですね、執行機関も規則を定めることができることになっておりますので、それは教育委員会のほうで担当していただきますので、教育委員会規則でよろしいかと思えます。それから先ほど課長のほうから説明がありましたけど、使用料等の徴収については市長の権限になっておりますので、その部分についてはやっぱり市長、市長という文言が入ってますので、教育委員会、ほかのいろんな体育施設とかいろいろありますけれども、そういうのもみんな市長が担っていると思えますのでよろしくお願いたします。

永田公由委員 この体験学習施設、宿泊、日帰りができるということで、例えば中学生だけのグループとか、高校生だけのグループで来た場合に、認めるわけですか、原則的に。

教育総務課長 施設の設置目的がやはり青少年のための施設、生涯学習のための施設ということで、先ほどの子ども広場条例の中でもそのようなお話がありましたけれども、大体のほとんどの利用につきましては、学校ですとかPTA、あるいは地域の育成会等の行事に使われるものが一番多いのではないかと思います。したがって、高校生の宿泊というのは十分考えられますけれども、小中学生独自で、独自だけの利用というのは通常はあまり考えられないというふうに考えております。

永田公由委員 というのはね、心配するのは、例えば高校のコンパなんかで利用した場合、まず喫煙飲酒ね。こういったものについての監督はだれがするのかということになった場合に、今の子供たちのことだから何をやるかわからないからね。そういう部分、例えば体験学習施設で飲酒やって喫煙やって、警察に補導されたといったらもう閉鎖ものになっちゃうんでね。その辺のその監督とかそういう。例えばその管理人がいたにしても、おそらく目が届かないと思う。その辺の監督責任とかそういったものについては、ある程度厳しいものにしていかないと、子供たちだけじゃちょっと危険があるので、もしあれだったら、これも先に検討してもらいたいと思うんだけど。

教育総務課長 今委員さん申されたような御心配はやはり私どももそうですし、周辺の地域のほうからも出ております。特にあそこは閑静な、非常に静かな、自然に恵まれた環境でございますので、近隣住民の迷惑にならないということをまず大前提。それから、この施設の目的を達成するための使用をしていただきたいということを用意受付の段階、許可の段階、そして実際その窓口に来て使用するときに使用の決まりを十分説明をさせていただいて、その上で管理人さんに管理につきましてはその点徹底をさせていただくようにしたいというふうに考えております。

子ども教育部長 この施設の使用目的がですね、青少年の健全育成ということで、自然体験をした場合とかですね、あるいはほかの事業目的ですね、例えばそれがクラブ活動でもあるかもしれませんけれども。そういう活動をもった場合に使用していただきたいということですから、単なる旅館とは違いますので、高校生であってもですね、仲間内で来て泊まるとかというようなことは基本的にはできない。そういう事業目的をもった活動をしますから、当然そこにはリーダーなり、指導者がいるべきであって、これは当然成人であるべきだと思いますから、そういった場合に限っての使用になるとういうふうに思います。

副委員長 今回の条例なんですけれども、ちょっとわかりづらいというのかね、青少年のみなのか、大人の利用も、生涯学習ってのがあるんですけれども、3月の当初では今年度は小中高生を対象にした利用ということで、来年度においては農業体験等も通して、農業体験と言いますか、一般の大人の方の農業体験的なものを受け入れるというような話もあったわけなんですけれども、今回の条例というのは子供だけの利用に関してということだけですか。

教育総務課長 初年度からの利用形態の中では、一般の方の利用ももちろん十分できるようには考えております。ただ、3月の議会でも申し上げましたように、特に新しい学習指導要領に向けた先行的な取り組み、児童・子供たちの体験学習の場としての先行的な取り組み、あるいは元気っ子育成支援プランの初年度というようなことでもございますので、利用していただくターゲット、利用者につきましては、なるべく小中学生を優先して利用するようにこちらでも配慮をしてみたいということございまして、小中学生以外の一般の方、社会教育団体の皆さんの利用も十分初年度からできる体制にはなっております。

副委員長 ということは、来年度でもこの条例で対応できるということですね。

教育総務課長 はい。

副委員長 それからもう1点。今、高校生のたばこやお酒とかっていう問題が出たんですけども、大人の方も利用するというので、なかなか難しいとは思いますが、喫煙と飲酒に関しての規制というのがこの中ではうたってあるのかな、ないのかな。それはどういうふうに。

教育総務課長 飲酒ですとかたばこにつきましては条例や規則にはございませんで、管理規則、いわゆる管理の仕方ですね。この施設を使っていたら禁煙の禁止事項を細かく定めていきたいということで、現在も検討をしております。この施設は子供と大人が同時に使うような場合も十分考えられますので、その点、それぞれの利用の目的に応じた使用ができるように、その点につきましては厳しいところで線を引いて制限をかけていきたいというふうに考えております。

副委員長 あるところによれば、大人の方だけの利用と、子供と一緒に利用するというようなこともあるかと思うんですが、そういったことも考慮しながらそういったことも考えていかなきゃいけないんですが、お願いします。

金子勝寿委員 説明をいただけたかもしれませんが、管理人の方は宿泊があった場合は基本的に施設にいます。夜間も。

教育総務課長 今現在管理人さんを予定しておりますのは、以前この鉾研でお勤めをしていただいた方でございまして、施設の隣が自宅でございます。もちろんこの施設の中には管理人室はございますし、宿泊はできるようにはなっておりますけれども、子供の宿泊が多いようなときには、施設内の管理人室に宿泊をして管理をしていただくというようなことを考えております。

中村努委員 この施設、先ほど育成会での利用も想定しているというふうに言われましたけど、まずそういうことになると気になるのが、体験学習で一体何がこの中でできるのか。特に日帰りの場合こういったものができるのかということが1点と、おそらく使用料については有料になると思うんですけども、実際現場でやっていると、好きな人で集まって行くのと違って、やっぱり皆さんに声をかけていただいて来ていただく。それから一緒について行っていただく大人の方もわざわざお願いしてついて行っていただくわけですね。その中で、果たしてこの利用料が今の育成会の全体のね、育成会それぞれの区単位の財政の中で、利用できるかっていうと、私は関係しているところだけ行っても、これはちょっと利用できないなという感触を持っています。で、実際今、育成会への子供一人あたりの補助金って、市から幾らいつてるのか。その辺、どうでしょうか。

教育総務課長 まず体験学習はどんなものかということの御質問でございますけれども、新聞でも報道されましたけれども、6月の初旬に地元の任意の団体によります塩嶺地区の活性化協議会というのが立ち上げになりました。特に地元のかつるクラブ、20人のメンバーで、20アールの畑を確保していただいているようでございますけれども、農業体験、ジャガイモ堀りですとか、トウモロコシコースですとか、そういったさまざまな農業体験のメニューを用意していただいておりますし、また塩嶺高原開発につきましても周辺のウォーキングですとか、マレットゴルフの体験、あるいはカブトムシの養殖採集体験というようなメニュー、それからチロルの森や地球の宝石箱では、石磨きですとか木工クラフト体験というようなメニューを用意しております。したがって、そうしたメニューも紹介しながら、ここの施設で提供できる体験学習を利用できる方と、それから団

体本来の夏期合宿ですとか、団体本来の利用目的に沿った宿泊体験ができる、おおよそ大体二通りの利用形態になるというふうに思いますけれども、体験学習につきましては初年度から十分に用意をするということはなかなか難しいことがありますので、今後利用者のニーズ等を把握しながらメニューを充実をしてみたいというふうに考えております。

こども課長 ただいまの単位育成会への補助金で、子供一人あたりという御質問でございますけれども、一人あたり年額140円の補助ということをお願いしております。そのほかに、区への均等割とかですね、あるいは地区単位に助成をするとかということがございますので、それぞれ地区をあわせて把握していただければありがたいというふうに思います。

中村努委員 今お話を聞くと、ほとんど市内の育成会の場合、宿泊というのはあまり考えられない。日帰りということになりますと、今御紹介いただいた体験学習の内容は全部外ですよ、その施設内じゃなくて。この施設を使うというと休憩だけと。そのためにこれだけの使用料を払うんですかという話になって。要は、休憩のためだけの、雨のときの対策のために借りるだけにこれだけの金額を払って、育成会の皆さんが果たして利用するのでしょうかということは実感としてあります。できるだけ中でも何かができるような形を、メニューをそろえないと、利用が難しいのかなというふうに思いますし、で、本当に育成会の引率者というのは、皆さん好きで行くわけではありませぬので、お金払ってまで行こうとは思いませんので、もし利用促進されたいということであれば、その辺は考えないと、なかなか気持ちは動かないなという実感をもってますのでそれだけお伝えをしておきたいと思います。

副委員長 学校での利用は免除になっているということだそうですが、学校は年間計画の中で動いていると思うんですけれども、3月にはもう学校のほうには話をさせてもらうと思うんですけれども、学校からの今申し込み、利用したいというような計画、あるいは一般の方からの利用したいというような、詳しく、もう日程的にも詰まっていますので、あるかと思うんですけれども、発表できますか。

教育総務課長 まず学校側の今問い合わせの段階でございますけれども、両小野中学校で学年ごとの宿泊体験学習、これ集団形成訓練ということだそうでございますけれども、読み聞かせも入れながら、3クラスやっていきたいと。学年ごとでございますけれども。このような問い合わせも来ております。そのほか市内のミニバスケットクラブの宿泊合宿が40人ですとか、市内のスポーツ少年団の宿泊学習が30人というような、市内の方の利用の問い合わせにつきましてはそんなような状況になっています。

金子勝寿委員 施設、工事途中で少し拝見させていただいたんですが、駐車場自体は何台程度になるんですか、普通乗用車で。

教育総務課長 駐車場につきましては、下のプレハブがございます横の駐車場を予定をしております、大体30台程度が確保できるものと考えております。

金子勝寿委員 野外炊事場という、今、多分あれ施設のすぐ横の芝のところですかね。多分三、四十人ぐらいだったら何とかね、ぎりぎりできると思います。宿泊施設全体にもし宿泊がきた場合は、若干というか、かなり狭いのかなと思うんですが、まあ仮の話ばかり言って申し訳ないですけど、その辺、現状対応どのくらいの大きさの炊事場になるのか。

教育総務課長 炊事場につきましては、まずきょうごろいただければ屋根が建たっていると思いますけれど

も、3メートルの8メートルの炊事場。さしかけの屋根がございます。その下にシンクが2台置けるようになっておりまして、その横にバーベキューコーナーが6基設置をする予定でございます。場所につきましては、本館の右側の芝生、本館の厨房の横にありますけれども、そこを予定をしております。大体1基が詰めた場合、6人、10人くらいは対応できますので、一番多いときで60人くらいは対応できるのかなと考えております。

委員長 関連して。その宿泊体験で食事を調達しなきゃいけないわけですけど、朝とかバーベキュー以外のメニューを選んで、中で調理したりするということはもちろん可能ということですか。

教育総務課長 はい。宿泊者がバーベキューでカレー等を作る場合もありますけれども、本館の厨房を使っていただいて、自分たちで調理をしていただいたり、あるいはケータリングサービスを紹介をしておりますので、そこを利用させていただくということも考えております。

委員長 それでは御質問並びに御意見等も出ておりますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうかね。ほかにごありますか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 それでは議案第5号塩尻市塩嶺体験学習の家条例について、原案のとおり認めることにご御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第5号塩尻市塩嶺体験学習の家条例については、原案のとおり全員一致をもって可決すべきものと決しました。ここでちょっと10分ほど休憩いたします。

午前11時13分 休憩

午前11時20分 再開

委員長 はい。それでは休憩を解いて再開したいと思います。済みません。最初に日程の説明を副委員長からしていただくことになっておりましたが、忘れてしまいましたので、ここでやっていただきます。

副委員長 後になりましたけれども、今日の日程ですけれども、委員会審査終了後ですけれども、改修中の小野家住宅と、今条例案件でありました塩嶺体験学習の家を視察したいと思います。この委員会審査終了次第行きたいと思いますので、お願いいたします。それから夕方ですけれども、午後5時45分から懇親会を中信会館のほうで計画してありますのでよろしくお願いいたします。以上です。

委員長 それでは今、窓等も開いておりますので、質問者も回答される方も大きな声でよろしくお願いいたします。このようなくらいで、よろしく申し上げます。

議案第10号 人権擁護委員の候補者の推薦について

委員長 それでは議案第10号人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。提案でいいです、お願いします。

人権推進室長 それでは議案関係資料の27ページをごらんいただきたいと思います。議案第10号人権擁護委員候補者の推薦について御説明をいたします。初めに提案理由でございます。人権擁護委員の候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、議会の意見を求めるものでございます。

概要につきましては、委員10名のうち、吉野ふさ子氏が平成22年9月30日に任期満了となることに伴いまして、再び吉野氏を適任者と認め、推薦しようとするものでございます。吉野氏は御存じのように、御住所も大門二番町でございまして、現在担当地区につきましては大門地区並びに塩尻西小学校を担当しておいでになります。

任期でございますけれども、平成22年10月1日から平成25年9月30日までの3年間になります。

略歴書につきましては次ページの28ページに記載のとおりでございますので、よろしく御審議をお願いいたします。以上でございます。

委員長 委員の皆さまから御質問ありますか。

太田茂実委員 特にないけどね、いやいや。人権にかかわる委員会の開催はどの程度になっているのか、年間、

委員長 年間の開催回数です。

人権推進室長 昨年度で言いますと、詳細を申しますと、人権相談につきましては8回。また女性の相談が2回、子供の人権相談が1回、また街頭の啓発につきましては6月1日、また7月25日の玄蕃祭り、また12月の人権週間等で行いまして、年間で約活動日数50日でございます。それと、相談につきましては、平成21年度分は28件、人権相談があったということで法務局のほうから御報告をいただいております。以上です。

委員長 よろしいですか。じゃあ私のほうから済みません。人権擁護委員さん、塩尻市の関係は何人いらっしゃって、大体その年齢幅というか、そこら辺と、男性女性の比率、それから先ほど担当の地域があるようですが、住まいや何かでその分布を工夫されているのか、そこら辺についてお聞きしたいですが。

人権推進室長 まず定数の関係につきましては10名。これにつきましては人口規模によりまして決まっております。参考までに、5,000人以下は3人、それと10万人以上になりますと3,000人ごとに1人追加するという規定になっておりまして、塩尻市は10人ということです。それと年齢でございますが、40歳代が1名、50歳代が1名、60歳代が8名ということで、平均しますと60歳代ぐらいが平均でございます。それと男女比率でございますが、男性5名女性5名ということです。以上です。

それと住所でございますが、一応すべて塩尻市10地区に分かれておりますので、片丘地区、北小野、吉田ということでそれぞれ担当が決まっていると、そういう状況でございます。以上です。

委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないようですので、議案第10号人権擁護委員の候補者の推薦については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第10号人権擁護委員の候補者の推薦については、原案のとおり推薦することを認める、これに同意すべきものと決しました。原案のとおり可決することに決しました。

議案第11号 財産の取得について

委員長 次に進みます。議案第11号財産の取得についてを議題といたします。説明をお願いいたします。

図書館長 それでは議案第11号の財産取得についてでございます。議案関係資料の29ページをごらんいた

だきたいと思います。内容といたしましては、塩尻市立図書館の備品購入につきまして、財産購入をお願いするものでございます。

提案理由につきましては、新図書館に設置する備品を買い入れるため、その財産取得につきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

新図書館につきましては、御案内のとおり平成22年2月の11日から移転するにあたり休館をさせていただいております。現在、分館におきまして4月から稼働しております新図書館システムにて図書館サービスを行っている状況でございます。今回お願い申し上げますのは、全分館にて稼働しています新システムに関連する図書館備品としてのパーソナルコンピュータ等107点の財産の取得でございます。

取得金額につきましては、2,586万1,500円でございます。取得の相手方は株式会社まちづくり三鷹でございます。今般お願いいたします機器は、新図書館システムにあわせて一体的に使用するものでございますので、相手方はまちづくり三鷹とさせていただきました。6月時点で仮契約をし、議会の議決をいただいた後に契約をさせていただくものでございます。

なお、今回、リースではなくて一括購入とさせていただきましたのは、2,500万円が県の合併特例交付金に補助の内示をとっております。リースでは交付金の対象となりませんので、機器の購入としてお願いするものでございます。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

委員長 委員の皆さんから御質問ございますか。

永田公由委員 これは東京の会社ですけども、いわゆる市内なり県内の中でこういったものを取り扱ってる業者がなかったということで東京の業者になっているわけですか。

図書館長 今回、まちづくり三鷹を選びましたのは、今回の図書館のシステムの仕様書の中にですね、市立図書館の新しいシステムがファイリングインストールをされて、正常に稼働するということが1つの条件でございました。また、既に分館におきまして新システムで動いておりますので、そのシステムの一体化を図ることからすると、まちづくり三鷹が適当ではないかということで、今回お願いするものでございます。

永田公由委員 ということは、これは要するに何社かが入札じゃなくて、もう指定して随意契約というか、そういう形ですか。

図書館長 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、競争入札に適さないということでの随意契約でございます。以上でございます。

永田公由委員 という理由は、もうこの会社しか今のシステムにあう機械を取り扱ってるところがないということ。

図書館長 今回、構築いたしましたRubyを使った新しい図書館システムでございますけれども、御案内のようにシステムの構築をここにお願いをし、インターネットを使った新しい図書館システムとして既に稼働しているものです。仕様書の中には、今申し上げましたように、こちらがインストールされた状態でこれが稼働する、そういった条件がございますので、今回は三鷹とさせていただきました。以上でございます。

永田公由委員 この取得金額の2,580万円というものの算出基準というのはどういうことなのか。

図書館長 議案のほうにも書かせてもらっておりますように、備品としてパーソナルコンピュータ等107点

と書かせていただきました。内訳といたしましては、こちらに書いてございますように、パーソナルコンピュータ39点、そしてアンテナ21点、カードリーダー12点ということで書かせていただきましたように、新システムにおきまして、新しいサービス、従来の図書館ですと、以前のICチップもまだ貼付してない状態のサービスという形で比較していただきたいと思っておりますけれども、既に分館にてサービスは提供しておりますが、例えば貸し出しをする際に、1点1点バーコードリーダーで読んで本の貸し出しをする、もしくは返却をするといったところから、15点ほど、新システムに載っければ、瞬時にシールを読み込み、貸し出し、返却ができるサービスですとか、それから新しい図書館におきましては、例えばオーパックが館内で資料の検索を出していただく。その際に非常に広がる関係で、その資料、お探しになった資料がどこにあるのかといった形で、例えば場所をお教えするといったプリントアウトした紙が出てくるとかですね、等々の新しいサービスがございます。そういったもので機器については、従前の図書館の機器に比べればかなりふえると思っております。そういった意味では備品等でこういった算出ができるということになります。

永田公由委員 それで、議案質疑の中でこの機器については5カ年保証がついているという説明がありましたけど、こういったものの耐用年数というか、年数どのくらい使っていけるというふうになってますか。

図書館長 一応、5カ年の保証期間はございますけれども、最新の機器でございますので、例えば5カ年終わった後に備品として、特に機能が陳腐化するものばかりではございません。ものによっては十分に使うのもございますので、機器の耐用年数としては、機器の違いはございますけれども、相当もつものだと思っております。

中村努委員 保守点検作業というのは必要になってくると思うんですが、その辺はこの会社に出すのか、出すとすれば、大体年間幾らくらいかかるのか。中のソフト等の更新作業等はだれがやるのか、その辺、お願いします。

図書館長 今般、財産の取得という形で御提案申し上げますけれども、実際この新しい図書館システムにつきましては、もう既にリース契約をさせていただいて動いているものであります。例えばサーバーですとか。心臓部でございます。その中には当然保守点検が入っておりますので、リース契約として相手方まちづくり三鷹さんが、図書館システムの保守を行っておりますので、それで今回確定してもらって、そういう中で点検とか行います。

中村努委員 更新作業は。

図書館長 済みません。更新作業の具体的なものですか。

中村努委員 いろいろ中のソフトが新しいものになったりとか、そういう課題ですか。

図書館長 今回採用しております、このRubyを使った図書館システムでございますけれども、通常のパッケージ型ソフトに比べまして、カスタマイズが極めて有効なものになっております。要は、こちらのほうで、お願いをした、オーダーしたものを適宜改善をしていくという形で、結構進化系のシステムという形になります。通常のパッケージソフトですと、SEさんの技術でできる、できないではなくて、システムとしてできないというのがございますが、今回はかなり自由なカスタマイズができるということでは、更新、更新というのは利用者ニーズに従いましてやっていくことが可能でございます。

中村努委員 じゃあその作業も保守点検作業の中で、一連の中でやっていただけるということですか。

図書館長 そうでございます。

委員長 ほかにありますか。御意見等、ほかによろしいですか。

それではないようですので、議案第11号財産の取得については、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第11号財産の取得については原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第14号 広丘小学校屋内運動場建築主体工事請負契約の締結について

委員長 次に進みます。議案第14号広丘小学校屋内運動場建築主体工事請負契約の締結についてを議題といたします。説明をお願いします。

教育総務課長 それでは追加の議案がございますけれども、説明を議案追加関係資料で説明をさせていただきますので、そちらの資料の4ページをお願いをいたしたいと思います。

議案第14号広丘小学校屋内運動場建築主体工事請負契約の締結についてでございます。提案理由につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

契約の概要でございますが、平成22年5月27日に7社の参加業者によりまして、7社の特定建設工事共同企業体による一般競争入札を執行いたしました。その結果、3億6,750万円で(5)にございます、岡谷・下平特定建設工事共同企業体に落札したものでございます。工期につきましては、平成23年の3月18日としております。

工事の概要が3番にございますけれども、本体といたしまして、鉄筋コンクリート造り一部鉄骨造りの2階建て、延べ面積につきましては1,712.49平方メートルでございます。位置図等につきましては5ページにございます。斜線の真ん中に黒塗りでございますのが、改築する屋内運動場の位置でございます。右側が校舎棟、それから左側がグラウンドという、こういう配置になっております。

6ページをごらんいただきますと、体育館の平面図がございます。アリーナの面積につきましては、2階の卓球場も含めまして1,190平方メートルでございます。バスケが2面、バレーが2面、バドミントンコート6面が確保できる面積になっております。設備といたしましては、オストメイト対応の多目的トイレなど、バリアフリーに配慮をしたほか、災害時の避難場所、災害時の避難場所ですとか、備蓄庫に仮設トイレを収納するなど、防災機能を備えた施設となっております。御議決いただいた上は、平成23年3月18日の竣工に向けまして、児童の安全確保に努めながら工事を進捗してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

委員長 委員の方、御質問はありますか。

太田茂実委員 入札の経過書は出してもらえますか。入札経過。

教育総務課長 入札の経過書でございますか。資料を、後ほど用意させていただきます。

金子勝寿委員 校舎から工事部分への児童の、その箇所に工事現場が続くんですが、安全対策は万全にしているかというふうに思うんですが、具体的にはどういう対策か。

教育総務課長 建物の改築現場にはすべて仮囲いをいたします。そして、南側ですね、勤青ホーム側につきま

しては、児童が左西側のグラウンドに行けるような通路を確保いたします。それからプールがございます北側につきましても、旧体育館の上のほうを通りまして、仮囲いの横を抜け、グラウンドのほうに抜けるような通路を確保していきたいというふうに考えております。

金子勝寿委員 以前説明いただいたかもしれませんが、現在の旧体育館はどのような利用を、取り壊しなりという、どういう形を考えているのか。

教育総務課長 旧体育館につきましては、この新しい体育館が完成するまでの間、利用をしていただきまして、来年度取り壊しをいたしまして、敷地は採石敷きをしていくということを考えております。これにつきましては、来年度からの実施計画のほうでまた検討してまいりたいというふうに思っております。

副委員長 広丘小学校はアカマツが大変多かったんですけども、今回伐採するということなんですけれど、まだ切ったまではいかないかな、何本くらい切る予定ですか。

教育総務課長 アカマツでございますけれども、屋内運動場と校舎棟の間にアカマツが7本程度、10本程度ございます。これにつきましては体育館が建設した後では、例えば腐りが入ったり、伐採する必要があったときに、技術的に伐採することが困難でございますので、これは全部切らせていただきたいというふうに考えております。それから屋内運動場の左側にもアカマツが3本ほどございますけれども、これも切らせていただきたいというふうな計画を立てております。

太田茂実委員 ちょっと断面図がないのでわからないんですけども、卓球場というのは、天井高、今の、こないだの世界卓球を見たんですけども、天井高っていうのはこれで十分とれているわけなんですか。例えば、名前出すと、吉田小に卓球台もあるんだけどね、卓球室があるんですよ。ただ本当のピンポンやるだけで全然卓球場と言えない、非常に大変。その点やっぱり広丘小の場合は立派なもんだと思うよ。

委員長 わかりますか。

教育総務課長 実際の具体的な天井高の数値は、ちょっと今現在把握しておりませんで恐縮でございますけれども、十分な卓球ができるような高さは確保させていただきたいと思えます。

中村努委員 この6ページのここに、2階のベランダというところがほかの体育館にないような感じですけども、これはどういった活用方法が。

教育総務課長 2階のベランダでありますけれども、これはモルタルで塩ビシートで覆いまして、ここにベランダのほうに入っていけるような構造になっておりますけれども、一つといたしまして避難施設、緊急時の避難施設でございますので、雨水をここの貯留槽に貯めてですね、下のトイレに使う水として流すような貯留槽と消毒槽をこの上に設置をしていきたいと、こんなふうに今考えております。

太田茂実委員 広丘はよく分からないんだけど、アリーナの、現在のところ、その、あそこは生徒数が非常に多いわけですね。例えば卒業式、入学式の場合には、父兄も入れないということなんで、これ十分なわけですね。

教育総務課長 アリーナの面積につきましては、西小が1,058平方メートルであるのに対しまして、広丘小の場合は1,190平方メートルということで、西小学校より広い面積を確保させていただいております。その点からも十分この中に収容できるものと考えております。

ただいま入札経過書の資料ができましたので、お配りさせていただいてよろしいでしょうか。

委員長 はい、お願いします。

じゃあ、配っている途中ですが、質問ありますか。

副委員長 ちなみに平成23年3月18日が納期になってますけれども、卒業式前に終わらせて、卒業式をここでやるということで理解していいですか。

教育総務課長 はい。今度、中学に入学する6年生は新しい体育館で卒業式を迎えさせてあげたいということでございます。

委員長 経過書も配っていただきましたが、御質問等ございませんか。

建設工事についてはこういう御提案をいただいているものだと思うんですが、そのほかの工事についての見通し、入札の見通しとかはどうでしょう。

教育総務課長 建築工事の請負契約を議決いただいた上は、あと電気設備工事と機械設備工事を予定しております。6月の24日に入札を執行する予定でございます。

委員長 では、ほかにもございませんか。ないようですので、議案第14号広丘小学校屋内運動場建築主体工事請負契約の締結については、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第14号広丘小学校屋内運動場建築主体工事請負契約の締結については、原案のとおり可決すべきものと決しました。全員一致を持って可決すべきものと決しました。

**議案第12号 平成22年度塩尻市一般会計補正予算(第4号)中 歳出2款総務費1項総務管理費
16目市民交流センター費、3款民生費、10款教育費**

委員長 それでは続いて、補正予算のほうに移りたいと思います。議案第12号平成22年度塩尻市一般会計補正予算(第4号)中、歳出2款総務費1項総務管理費16目市民交流センター費、3款民生費、10款教育費についてを議題といたします。それでは、とにかくを説明を。とにかく説明。じゃあ順を追って説明をお願いいたします。

総務課長 議案第12号の補正予算16ページ、お願いしたいと思います。総務費中、総務管理費16目市民交流センター費ですが、これは財源の移動の内容でございます。内容は、市民交流センターのオープンイベントの一部につきまして、自治総合センターからの補助を受けられることになりまして、財源として100万円を含めましたものでございます。以上です。

委員長 続いてお願いします。

市民活動支援課長 3款民生費、項目2児童福祉費ですけども、先ほどの下ですが、こども広場管理諸経費、こども広場設置に伴う経費、管理諸経費について6月補正をお願いするものでございます。内容につきましては、嘱託員報酬、先ほどもお話出ておりましたけれども、3人分の報酬55万2,000円。嘱託員の社会保険料あるいは臨時職員の社会保険料等69万5,000円と16万2,000円。それから臨時職員賃金29万1,800円ということであります。

それから消耗品につきましては、先ほど子供の遊びということもありますので、細かい部分の遊びの用具をそろえていくというところで50万円。

それから1枚めくっていただきまして19ページになりますけれども、安全確保のために上から3つ目のポツ、

傷害保険料ということで、子育て広場総合保障制度に加入するということで4万4,000円。それから利用のカードの登録システム開発委託料としまして63万円。それから利用者の利便性を高めるために市営駐車場を使用するというので、10台分を確保していくというところで、その金額につきましては8カ月分ですけれども80万円。その下にいきまして、備品購入費、これにつきましては先ほども配置等の御質問等もありましたけれども、大型の遊具等を設置しまして、安全性を確保していくと。あるいは遊びの魅力を高めていくという内容で備品を購入させていただきたいと思っております。その下、施設管理負担金につきましては2,556万2,000円ということで、専有部分の案分管理負担金、あるいはこども広場専有部分の管理負担金含めましての金額でございます。以上であります。

福祉課長 ではその下の3目の母子福祉費をお願いしたいと思います。その白丸、自立・就労支援推進事業の中の、母子家庭高等職業訓練促進費423万円でございますけれども、これは看護師、介護福祉士の行政負担におきまして資格取得を目的に2年以上の就業をする者に対しまして、市民税の非課税世帯につきましては1カ月14万1,000円。市民税の課税世帯は7万500円を支給する。3月末から4月にかけて入学の確定があったことによりまして、新たに准看護師3人分、それと介護福祉士の養成ということで1人からですが申請がありまして、職業訓練費の補正をお願いするものです。この事業については、国が4分の3の補助をするものです。

その下の児童福祉施設費をお願いいたします。この中の母子生活支援施設入所委託費でございますけれども、276万1,000円ですけれども、これはDVの被害者を緊急措置しまして、その後一時保護をしたわけですが。その後なんですけれども、母子生活支援施設、俗に言う母子寮ですけれども、ここに入所することになりました。その家族の措置費をここにお願いするものです。これは国が2分の1、県が4分の1の補助となるものです。

その下の助産施設入所措置費でございますけれども、40万円ですけれども、生活保護費の受給者が出産するにあたりまして、他方優先ということがございます。この中で、ほかに扶助制度があれば、そちらを先に扶助の申請をしてということになります。通常、出産にかかる費用としまして、50万円弱かかるんですけれども、その中で入院だと分娩介助にかかるものにつきましては、助産施設入所措置、ここでしたら信大病院が該当になるんですけれども、信大の附属病院に入院なされた場合には、限度額までであれば40万円を限度に必要な額を病院から請求していただいて支払うということになります。残りの足りなかった部分について、生活保護の扶助費で払うというものです。これも負担割合は、国が2分の1、県が4分の1ということとなっております。

その下の生活保護の事務諸経費、231万2,000円でございますけれども、離職によりまして生活が立ちゆかなくなった世帯、このごろふえておりますけれども、その世帯の生活保護受給者がふえているということがあります。このような世帯をどのように自立を促すかということで、自立支援の支援費を4月から配付しているわけですが、この支援にかかる報酬及び社会保険料ということであります。この支援にかかる報酬ですが、これは全額県からの補助となっております。以上です。

教育総務課長 それでは22、23ページをお願いいたします。10款教育費1項教育総務費の中の6目(仮称)校外学習センター費でございます。先ほど説明をさせていただきました塩嶺体験学習の家の条例に基づきます使用料とクリーニング代、この雑入、こういった特定財源の充実に伴うものでございますので、よろしく願いいたします。

委員長 それでは説明をお聞きしたところで、昼食休憩に入りたいと思いますので、再開は午後1時でよろしいでしょうか。ではそういうことで。

教育総務課長 恐れ入ります、先ほどお配りした入札経過書につきましては回収をさせていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

午後0時00分 休憩

午後1時00分 再開

委員長 それでは、休憩を解いて再開いたします。先ほど説明を受けましたので、委員の皆さんより質問ございましたらお願いします。

中村努委員 19ページの母子生活支援施設の関係ですが、これはあれでしたか、先ほど説明にあったかどうか、ちょっと聞きもらしたんですが、これは塩尻市民で入所された方がいた場合発生するということでしょうか。

福祉課長 今の母子生活支援施設の場合は、塩尻市の市民が助けを求めてきてそれを措置するという事です。塩尻市民が。

中村努委員 そうすると、この金額っていうのは、今年度発生した方の金額ということなのか、去年から継続している方なのか。

福祉課長 この方につきましては、3月末でしたけれども、4月、5月と実はほかのところに入所されてる方がいたんですけれども、その方がそこからお出になったということがありました。その部分で2カ月とってあったものですから、4月、5月分はそこから。この方についてはこれから今年度分のあと10カ月分を、県内の施設をお願いする中で、委託で措置するという事で10か月分です。

中村努委員 ちなみにDVのここ最近の年間の相談件数と、この母子寮に入所された方の人数はわかりますか。

福祉課長 最近と言いますか、去年なんですけれども、大体50件弱ってということになって、相談回数はなっています。それで母子寮に入った方については、一昨年に措置した人が去年抜けて、で、またことし新たにということになっています。また最近の詳しい1、2月からについては、じゃ、担当の係長から御説明をさせていただきます。

障害福祉係長 この平成21年度に入りましては、相談件数で延べ11件、実人数で3人となっております。ちなみにですね、平成21年度におきましては、緊急保護が3件、一時保護が1件、そして母子生活支援施設への措置が1件というようになります。

済みません、最初の、平成22年度で、済みません、相談が、延べが11件と、実人数が3人というふうになっています。

副委員長 ちょっとDVの方で、子ども手当の関係、子供って、お子さんがいるのかいないのかちょっとわからないんですけど、子ども手当の関係は、その申請と請求はどちらがやられるのか。

福祉課長 子ども手当につきましては、住所を移してないものですからそっちのほうで申請をしていただいて、市からその方への、口座に入金という形になります。

副委員長 お母さんのほうにですか。

福祉課長 ええ、お母さんのほうです。

中村努委員 申請書は、だけど、御主人のところへ行くんだよね。

福祉課長 その場合、今回、前の子ども手当等について、ほかもそうなんですけれども、DVについては直接その状況を調査する中でやるものですから、今回は4月の状況で出す前にそのようなことがわかっていたものですから、旦那さんのほうへはお出しをしてないです。

中村努委員 わかりました。

永田公由委員 19ページのね、こども広場の関係で備品購入費1,000万円、これ、大型遊具ということなんですけれども、これの購入にあたってはどういった方法をとられるわけですか。いわゆる普通業者を指名して入札にするのか、それとも特定業者を指名してそこから買うのか。

市民活動支援課長 大きい遊具に関しましては入札の形をとらせていただいて、購入をしていきたいというふうに考えております。

永田公由委員 市内業者ということだね。でも対応できる。

市民活動支援課長 まだ業者は特定しておりませんので、市内、市外を含めまして検討していくという形になると思います。

永田公由委員 できればね、できるだけ市内の業者を優先的にするようにお願いしておきます。

それともう1点、お願いします。生活保護の関係で就労支援員ですけれども、離職者の支援が主だということですが、どういった資格の方がこれにあっているわけですか。

福祉課長 今回お願いした方はまあ、市の嘱託ということでお願いしてるんですけれども、元警察のOBをお願いしているところですよ。あわせて、同行って言いますか、ケースの中で同行するのに危険なケースと一緒に行っていただいたりだとか、そういうこともありまして警察OBをお願いしているところですよ。本来でしたら本当はハローワークとか、そんなようなところに勤めてらっしゃって退職された方が、本来はいいかなと思ったんですけれども、決める時点で、ただその方がいらっしゃらなかったということがあって、採用する中でそれぞれのOBを、ちょっと打診する中で今回は警察の方をお願いしたということです。

永田公由委員 何かちょっとおもしろいこと言うね。危険がどうのこうのって。

福祉課長 本来は、生活っていいですか、就労支援員なもんですから、ハローワークに勤めていた方が、それぞれの経験を有した方が本当はいいんですけれども、なかなかハローワークでもそんな方を外へ出したがらないということがありまして、採用の時点では応募がなかったというのが現況でした。その関係もありまして、OBと言いますか、警察のOBだとか、市のOBだとかそれぞれ採用を検討する中で、警察のOBにしたという部分でございます。

あわせて、さっき言いましたとおり、ケースの中で、危険の伴うケースがあるものですから警察のOBをお願いしたというケースが。

永田公由委員 危険を伴うケースってどういうケースだい。

福祉課長 どうしてもアルコールが入っていたりだとかしますと、刃物を持ち出したりですとか。ですもんですから、ケースワーカーが行くのにあたって同行をしていただくのに一番力強いのがやはり警察OBだということでございます。

永田公由委員 それ就労支援じゃなくて、ケースワーカーの支援じゃないか、そうなりゃあ。

福祉課長 ケースワーカーが就労、ケースの支援をするものですから、あわせて同行して、この職業どうだいとか、そういうようなことをあわせてやるということです。

太田茂実議員 19ページの先ほどの施設負担金か、これちょっと詳しく、2,556万円余。どんな内容でしょうか。

市民活動支援課長 この施設管理負担金につきましては、ウイングロードビル3階のところにこども広場を設置するわけですが、ビル全体を管理する塩尻市振興公社に支払う経費であります。その用途につきましては、清掃、警備、施設整備保守等、ビルの管理の運営費並びに燃料あるいは電力使用料、下水道使用料等であります。算定根拠につきましては、ウイングロードビル、入居される各テナントと公共施設の専有面積割合を案分したもので計算をしております。塩尻市の振興公社のほうから御提示をいただいてある金額で計上させていただいております。なお、今年度につきましては、8月から来年3月までの8カ月間を計上させていただいております。以上です。

太田茂実委員 これが12分の8か月分ということだね。12分の8か月分。

市民活動支援課長 そのとおりでございます。

太田茂実委員 年間でいくらだい。

市民活動支援課長 あくまでも今の段階では概算の部分もありますけれども、年間でいきますと3,800万円余になるかと思えます。

太田茂実委員 そうすると、こども広場管理諸経費のすべて囑託員から始まっているすべてのものが12分の8と支払いすると、こういうことでいいわけですね。

市民活動支援課長 そのとおりでございます。ただ備品購入費につきましては、今年度購入させていただく部分がありますので、人件費あるいは施設管理負担金、その他使用料等につきまして8カ月分の計上ということでお願いしていくということでもあります。よろしく申し上げます。

委員長 ほかにありませんか、よろしいですかね。

それでは、御意見等もないようですので、議案第12号平成22年度塩尻市一般会計補正予算(第4号)中、歳出2款総務費1項総務管理費16目市民交流センター費、3款民生費、10款教育費について原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第12号平成22年度塩尻市一般会計補正予算(第4号)中、歳出2款総務費1項総務管理費16目市民交流センター費、3款民生費、10款教育費については、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

請願6月第1号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持に関する請願

委員長 それでは、請願の審査を行いたいと思います。請願の文書表についてはお手元に既に届いておりますので、読み上げる等のことは省略をしたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

委員長 それですね、紹介議員のほうからちょっと意見があったんですけども、例年どおりの内容というか、そういうことでありましたので説明に出席していただくことをいたしませんでしたので、始めによくお願いいたします。委員の皆様から御意見等お願いします。

塩原政治委員 これ毎年のことだで、やっぱり採択するということじゃないですか。

委員長 採択するってことですか。

塩原政治委員 そうです。

委員長 今、採択という意見があります。実は私のほうから請願を提出された、この地域の担当の方のほうですが、事務局を通じまして私どものところにこうして請願を採択し、意見書を上げてほしいということを書いてきていただいているわけですが、御自身の組織としてどのような活動をされてるかということについて、一応問い合わせをいたしました。で、その中では、こうした意見書採択の請願をするについて教育7団体、連絡協議会をその請願母体として、5月21日に連絡協議会の結成を行って、この活動に取り組んでいるということと、それから、それぞれ学習会を行ったりしながらの取り組みを進めていっているということでありました。一応参考までにお伝えしておきます。

中村努委員 この件について教育委員会としては、何か政府に働きかけとか、そういうことはされているんですか。

教育長 教育7団体というのも、実は教育委員会、あるいは教員の組合ですかね、そういうものが構成している団体でありまして、さらに市町村教委連絡会等の場でも、あるいはまた、教育委員の研修会等の場におきましても、このことについては、義務教育費については国庫負担が2分の1を堅持してほしいということは、再三そういう意を表しております。

中村努委員 毎回これを出して、特に文部科学省に出してるんですかね、そこから別に回答があるわけでもないし、教育委員会のほうに何かこのアンサーは、そういうことについて何かありますか。

教育長 私は最近の文部科学大臣のね、談話といいますかインタビューの中で、教育費、まず教育に理解のない政治家はいないだろうという話と、それから教育費についてさらにということをインタビューした時に、特に学級編成も含めて、学級編成も含めてということは要するに教育費の増について前向きに検討するというインタビューを読みましたので、そういった意味でのアンサーと言いますか、そういうものは承知というか、把握してはいますが、特に何か公の意味での回答が来るとか、そういうものは今のところ聞いておりません。

委員長 そちらから、請願を出されたところからいただいている資料の中で一部その中村委員の質問に少し関係したかなという箇所がありますので、ちょっと御紹介しますが、この2009年の夏の衆議院選挙で鳩山政権になって、その予算の無駄遣いを洗い出すのに事業仕分けが行われて、多くの事業が廃止とか予算削減される中で国と地方の負担率の見直しなども行われたわけだが、義務教育国庫負担制度の負担率3分の1というのは維持されるということになって、これは組合とかのいろいろな主張も大きく影響したと、これは組合の多分資料だと思うんですけど、考えられるというようなことが書いてありまして、引き続き国庫負担制度を堅持し、2分の1復元の運動を継続していく必要があると思うというのは、やっぱり声をあげていることが、これにつながったというような評価をこの組織としてはされているというようなことが書かれておりました。というようなことであります。

ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 それでは平成22年請願6月第1号ですね。第1号「義務教育費国庫負担制度」の堅持に関する請願については、先ほど採択という声がありましたが、採択ということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、請願第1号「義務教育費国庫負担制度」の堅持に関する請願については、採択とすることと決しました。意見書の提出が求められておるものでありますので、採択に伴い意見書を提出したいと思います。意見書の案文等につきまして御意見ありますでしょうか。

〔「正副委員長に一任」の声あり〕

委員長 では、正副委員長一任ということで御意見いただきましたので、そのように進めさせていただきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

では、これですべての委員会に付託されました案件につきましての審査を終わることになりますが、大変長時間にわたりまして御苦労さまでございました。

閉会中の継続審査の申し出

福祉事業部長 市議会閉会中の継続審査についてお願ひいたします。議会閉会中につきましても福祉、教育、生涯学習及び市民交流センター行政に関する事項につきまして、継続して審査をしていただきますようお願いいたします。

委員長 今、継続審査という話がありましたけれども御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 ではそのようにいたします。

それでは最後になりますが、理事者、ごあいさつがありましたらお願ひいたします。

理事者あいさつ

副市長 どうも慎重な審議をいただきまして、それぞれ原案のとおりお認めをいただきましてありがとうございます。特にこども広場条例、それから塩嶺体験学習の家条例等につきまして、審査過程等でいただきました御意見等を参考にしながら、整備のほうを急ぎまして、開館をして地元市民の皆さんに喜ばれるような施設にしていきたいと思えますので、全般にわたりましてまた議員の皆さんからいろいろ御指導賜ればと思えますので、よろしくお願ひしたいと思います。

なお、きょうは梅雨の晴れ間でいい天気になっておりますが、梅雨の時でございます。どうぞ御健康に御留意されまして一層御活躍されますようお願い申しあげまして、御礼のあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

委員長 以上をもちまして福祉教育委員会を閉じたいと思えます。御苦労さまでした。

午後1時23分 閉会

平成22年6月17日(木)

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

福祉教育委員会委員長 鈴木 明子 印